

## 公立大学法人横浜市立大学有価証券の減損の評価基準及び評価方法に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解及び金融商品に関する会計基準に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における満期保有目的の債券及びその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券）の減損の評価基準及び評価方法について必要な事項を定める。

### (評価基準及び評価方法)

第2条 法人における、満期保有目的の債券及びその他有価証券（以下「その他有価証券等」という。）の減損の評価基準及び評価方法は、次の通りとする。

- (1) その他有価証券等のうち市場価格又は合理的に算定された価額（以下「時価」という。）のあるものについて時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として計上する。
  - (2) その他有価証券等の時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、期末日後3年以内にその下落率がおおむね30%未満まで回復する見込みがない場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として計上する。
  - (3) 前各号において、合理的な根拠をもってその時価が回復する見込があると認められる場合には、限りではない。
- 2 前条第3号における合理的な根拠については、当該有価証券の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と取得価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することとする。

### 附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。